

第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画

(案)

— 読書を通じて 自ら学び 自ら出会い 未来を切り拓く 鈴鹿の子ども —

令和〇年〇月
鈴鹿市

はじめに

目 次

第1章 計画について	1
1 子ども読書活動推進の意義	1
(1) 読書とは	
(2) 読書活動とは	
(3) 今後求められる読書活動	
2 子どもの読書の状況	3
(1) 全国の子どもの読書の状況	
(2) 鈴鹿市の子どもの読書の状況	
3 子どもの読書活動推進に関する国・県の動き	6
(1) 子どもの読書活動推進に関する国の動き	
(2) 子どもの読書活動推進に関する県の動き	
4 鈴鹿市子ども読書活動推進計画の変遷	8
5 第3次推進計画における成果指標達成状況	9
6 第4次推進計画に向けた課題整理	10
7 第4次推進計画の考え方	12
(1) 計画の方向性	
(2) 計画の対象	
(3) 計画の位置づけ	
(4) 計画期間	
(5) 計画の進行管理	
第2章 第4次推進計画の基本方針	14
1 計画のテーマ	14
2 計画の基本的な視点	15
(1) 家庭・地域・学校等の役割	
(2) 子どもの発達段階ごとの特徴	
第3章 家庭・地域・学校等における取組	18
1 家庭における子どもの読書活動の推進	18
2 地域における子どもの読書活動の推進	22
3 学校等における子どもの読書活動の推進	26
4 成果指標と成果目標	32
参考資料	33
1 鈴鹿市の子ども読書活動に関するアンケート結果	33
2 第3次推進計画の取組と課題の検証	35
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	46

第1章 計画について

1 子ども読書活動推進の意義

(1) 読書とは

読書は、私たち人類が獲得した文化であり、読書そのものを目的として楽しんだり、時には、読書を手段として、知識を得、物事を深く考えたりすることによって、よりよく生きる知恵や活力を得ることができます。

特に、子どもの頃における読書は、脳や心の成長に大きな影響を与え、生涯にわたる読書生活の礎となります。

文学作品を読むときには、時間や空間を越え、様々な人の生き方やものの考え方を、登場人物を通して追体験し、そこに描かれている「もの」や、人の感覚、感情、考え、そして、これから起こりうることなどに対して想像力を働かせます。また、論説文や説明文などを読むときには、知識を広げ、教養を深められるだけでなく、筆者のものの見方や考え方に対する觸れ、共感したり、批判的思考を働かせたりします。このように、自分自身や登場人物、筆者と対話しながら読書をすることで、自らの考えを深め、自身の価値観を形成したり、見えないものを見る感性を育むことができます。さらに、物事の捉え方や捉えたものを表現する仕方を学ぶこともできます。

子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、読書の意義は大変大きいものがあります。読書は、「自分の経験を増やす」ことであり、「一生」を「多生」に変えるとも言われ、人生をよりよく生きる力へとつなげるのであります。

(2) 読書活動とは

子どもたちが、目的や必要に応じて自ら本を手にとり、自己の成長に役立てることができるようになるためには、幼い頃から、様々な読書活動を体験することが必要です。読書活動とは、1冊の本を読む行為を指すだけでなく、読み聞かせや読んだ本を紹介し合う活動、感想や意見を交流する活動、読書によって得た感動や知識を表現する活動など、読書の楽しみをより深く味わおうとする活動全てを含みます。

このような読書活動を幼い頃から体験することが、読書の習慣化や読書の幅を広げることにつながります。また、幼いときに身近な大人から絵本を読んでもらい、本を介して共有した楽しい思い出は、子どもたちの心にしっかりと残ります。子どもの頃に、喜びと希望を持って過ごすことができるなら、子どもは、その後の人生を希望あるものとしてたくましく生きていくことができます。

(3) 今後求められる読書活動

近年、環境や経済、国際関係など様々な分野においてグローバル化¹とリージョナル化²が叫ばれ、答えを持たない複雑で世界規模の問題が生じている中、一人ひとりが、考え方や知識、知恵を持ち寄り、正解ではなく、納得解・最適解を導き出す力が求められています。

また、社会の変化が加速度を増し、予測困難となっている時代において、子どもたちには、あらゆる人々を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。

読書活動を通して、複数の文章や様々な表現方法で表されたものを読み、情報や人の考えを比較検討したり、関係付けたりして考えることや、考えたことを人と意見交流して深めていくことが、求められる資質・能力の基盤をつくることになります。

一方で、進展が著しいデジタル技術を活用することも重要です。デジタル技術を活用することで、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や非常時³における図書等への継続的なアクセスを可能とすることができます。子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用や図書を配架する施設のDX（デジタルトランスフォーメンション）⁴を進める必要があります。

また、子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。読むことの楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることにより、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング⁵につながります。

このことから、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

¹ グローバル化：政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象。

² リージョナル化：政治・経済、文化など様々な側面において、特定の地域で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象。

³ 非常時：感染症対策のため、学校の臨時休業や、公共図書館の臨時休館、開館時間の短縮、入館人數の制限を余儀なくされる時等。

⁴ DX（デジタルトランスフォーメーション）：ビックデータなどのデータと、AI（人工知能）、IOT（モノのインターネット）などのデジタル技術を手段として活用し、社会に浸透させることで、暮らしをより良いものへと変革すること。

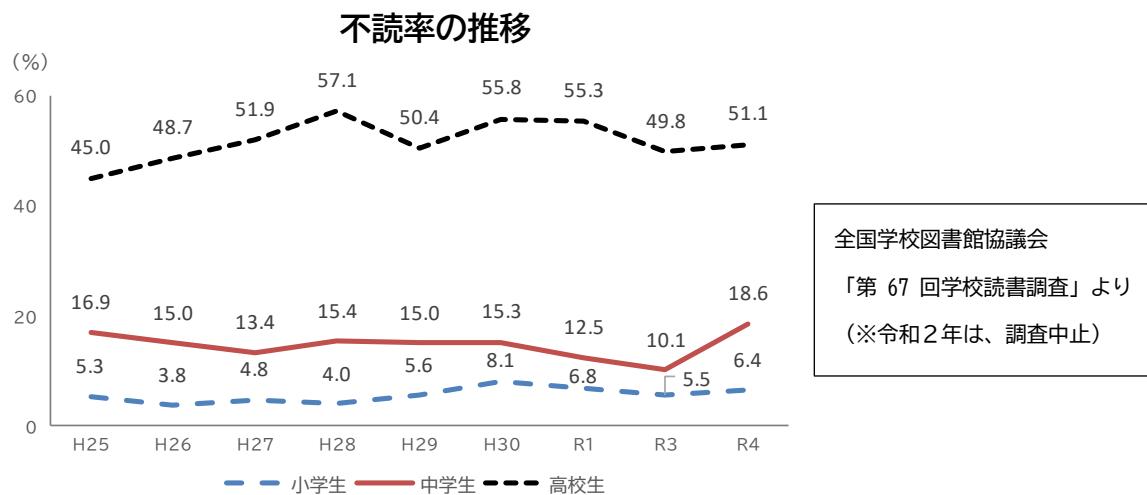
⁵ ウェルビーイング（Well-being）：身体的、精神的、社会的に良い状態であること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（文部科学省が提唱する教育の在り方として、ウェルビーイングの向上が求められている。）

2 子どもの読書の状況

(1) 全国の子どもの読書の状況

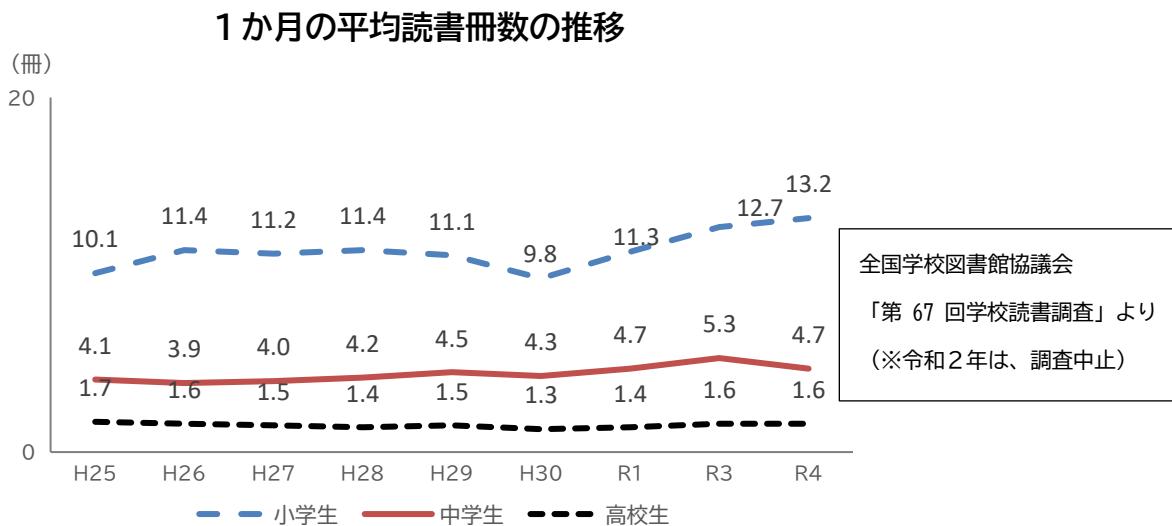
不読率⁶

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は近年高い水準で推移しており、令和4年には高校生で51.1%、中学生で18.6%、小学生で6.4%となっております。特に中学生は不読率が過去最高となっており、読書離れが進んでいる状況にあります。



1か月間の平均読書冊数の推移

1か月の平均読書冊数の推移については、小学生が平成30年から少しずつ増加しています。中学生と高校生については大きな変化はなく、横ばいの推移となっています。



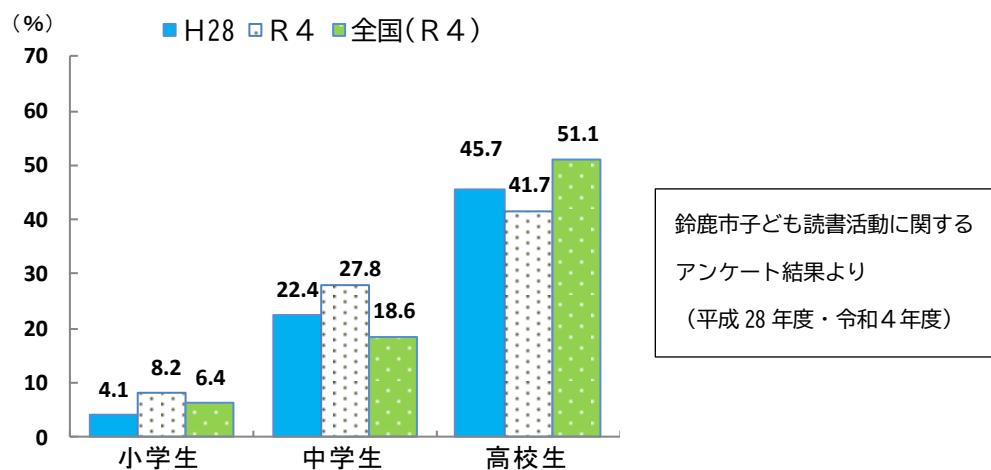
⁶ 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。

(2) 鈴鹿市の子どもの読書の状況

不読率

鈴鹿市の子どもの不読率は、小学生、中学生が全国と比べて高い値で、ともに平成28年の値より上昇し、読書離れが進んでいる状況です。高校生では、平成28年より4ポイント低下しています。

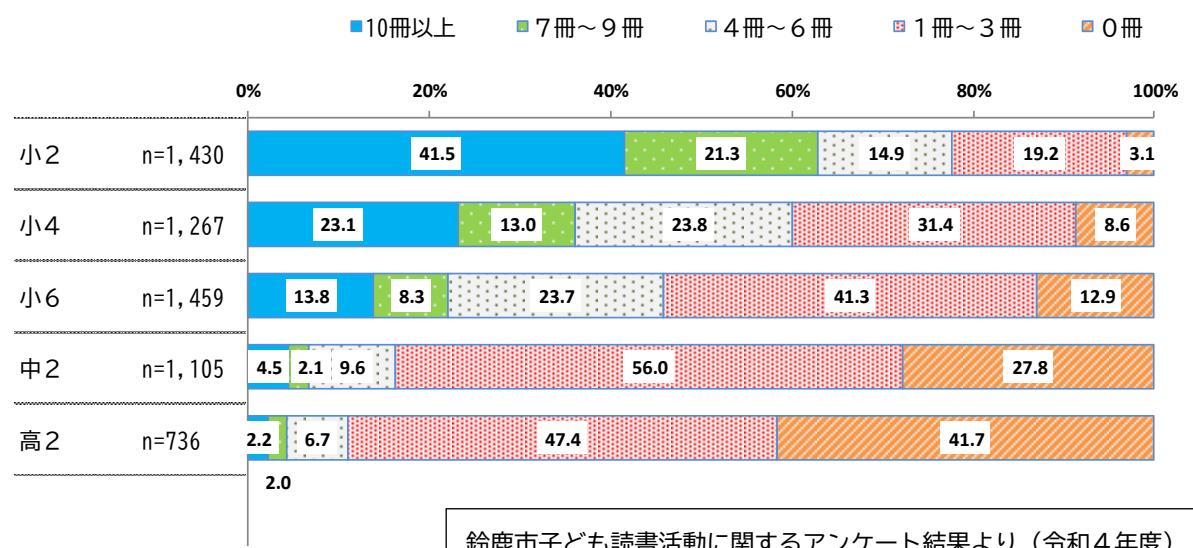
鈴鹿市の不読率の推移



1か月に読む本の冊数

小学生では、小学2年生で「10冊以上」が41.5%と最も多くなっています。小学4年生・小学6年生では、「1冊～3冊」が最も多く、次いで「4～6冊」が多くなっています。中学2年生・高校2年生では、ともに「1冊～3冊」が最も多くなっていますが、次いで「0冊」が多いことから、学年が上がるにつれて読む本の冊数が減っている状況にあります。

1か月に読む本の冊数

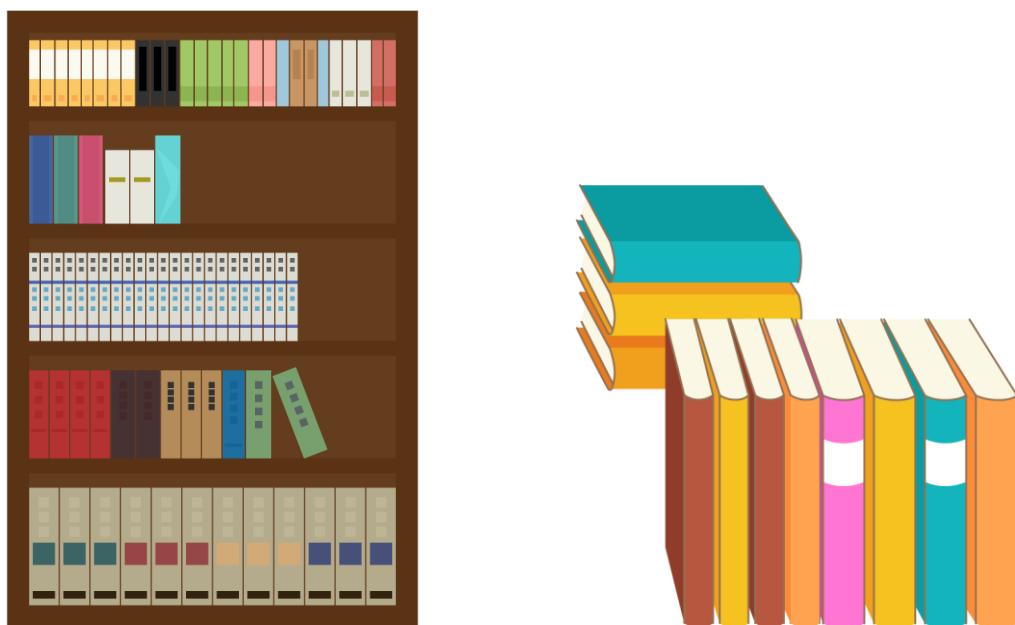


鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート⁷結果報告書（別冊）の「不読率」、「1か月に読む本の冊数」について、国が実施した全国学校図書館協議会の調査結果と比較すると、いずれも年齢が上がるにつれて、読書をする時間が減ってきてているという点で、同様の傾向がみられました。

また、中高生に対して行ったアンケート結果（参考資料1）から、読書をする時間が減った理由としては、インターネットや携帯電話などの電子機器等を使用する時間や部活動等、読書以外の様々な活動をする時間が増えたためと読み取ることができます。

このことから、乳幼児から小学生、中学生、高校生と子どもが成長していく中で、継続して読書への関心を高めるような取組を推進していく必要があります。

また、乳幼児期においては、家庭における読書環境が、子どもの読書量や読書習慣の形成に大きな影響を与えており、保護者が、読書の重要性について理解を深めることが大切です。そして、その後の発達段階においては、鈴鹿市立図書館（以下「市立図書館」という。）や学校図書館の活用など、地域や学校を含めた社会全体で読書活動を支えることが必要です。



⁷ 鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート：「第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」を策定するに当たり、子どもたちの読書観や活動現状を把握し、計画策定に当たっての基礎資料とする目的として、鈴鹿市が実施したアンケート調査。

3 子どもの読書活動推進に関する国・県の動き

(1) 子どもの読書活動推進に関する国の動き

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を、国を挙げて推進するため、2000（平成12）年を「子ども読書年」とし、2001（平成13）年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。これを受けた2002（平成14）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、2023（令和5）年3月に、諸情勢の変化等を踏まえ、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

この計画では、下記の4つの基本的方針が記載されています。また、子ども読書活動の推進方策として「子ども読書活動の推進に当たっては、家庭・地域・学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある」ということが示されています。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 基本的方針

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

この間、2014（平成26）年6月には「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布され、2015（平成27）年4月に施行されました。その中で、学校司書⁸を置くことや学校司書の資質向上を図る為の研修等が努力義務として定められました。

その後、2016（平成28）年10月に「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書のモデルカリキュラム」が定められました。この中では、学校図書館の整備の充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、望ましい在り方が示されました。

さらに、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準⁹の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図されることを目的としており、今後、学校図書館の役割にますますの期待が高まるとともに、各学校における教育課程内外を通じた自主的・自発的な読書活動の充実が求められています。

また、2019（令和元）年6月に、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計

⁸ 学校司書：専ら学校図書館の職務に従事する職員。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、2015（平成27）年度から、学校に置くように努めなければならないとされている。

⁹ 学校図書館図書標準：1993（平成5）年に文部省が設定した公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

画的に推進し、障がいの有無に関わらず、全ての人が読書を通じて、文字・活字文化の恩恵を受けられることを目的に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。これを受け、2020（令和2）年7月に施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（通称「読書バリアフリー基本計画」）が策定されました。その中では、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍を用意することなどが示されています。

そして、2023（令和5）年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。その中では、豊かな心の育成を目標に、多様な子どもたちの読書機会の確保や読書活動の重要性などに関する普及啓発を通じ、子どもの読書活動を推進すること。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促すことなどが施策として盛り込まれています。

（2）子どもの読書活動推進に関する県の動き

三重県では、子どもの読書活動の推進に関する法律や子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を踏まえて、2004（平成16）年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」が策定されました。現在では、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を対象期間とする「第四次三重県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

この計画では、下記の3つの基本的な方針が記載されています。また、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し、社会全体で子どもの発達段階に応じた取組を推進することが示されています。

「第四次三重県子どもの読書活動推進計画」 基本的な方針

- 1 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進
- 2 家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- 3 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

子どもの読書活動の推進体制の充実を図る中で、具体的な方策として、三重県子ども読書活動推進会議等の開催、市町等教育委員会等との連携・協力、民間事業者等多様な主体との連携、助言や情報提供等の支援、研修会等の開催によるスキルアップ、読書ボランティア等に対する支援、社会的機運の醸成などを掲げています。

4 鈴鹿市子ども読書活動推進計画の変遷

2001（平成13）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、2002（平成14）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたこと、また2004（平成16）年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」が策定・公表されたことを受けて、鈴鹿市（以下「本市」という。）では、2006（平成18）年4月に「鈴鹿市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2011（平成23）年4月には、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「読書を通して、大人と子ども、子どもと子どもがつながる鈴鹿のまち」をテーマに「第二次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2017（平成29）年3月には、具体的な数値目標を加えるなどの見直しを行い、「自分を知る 人を知る 世界を知る 読書で広がる すずかっ子の未来」をテーマに「第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次推進計画」という。）を策定しました。第3次推進計画では、基本的な視点として子どもの発達段階（乳幼児期・児童期・青年期）における読書活動の意義や特徴を定義し、3つの基本目標（環境づくり・出会いづくり・人づくり）に沿った取組を進めました。そして、2020（令和2）年には、取組内容や数値目標の中間見直しを行い、改定版を策定しました。

第3次推進計画の計画期間中においては、絵本の蔵書数の目標達成や学校図書標準の達成状況の改善などがみられました。一方で、読み聞かせなどのイベントの中止といった新型コロナウイルス感染症拡大の影響のほか、子どもの不読率の上昇、多様な子どもたちに対応した読書活動の推進などの課題が見られました。そのため、読書環境の変化に対応した子ども読書活動推進のための取組を検討する必要があります。

2023（令和5）年度は、第3次推進計画の期間終了年となることから、これまでの成果や課題を検証し、国や県の計画を踏まえながら、2024（令和6）年度からの「第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」（以下「第4次推進計画」という。）を策定します。

5 第3次推進計画における成果指標達成状況

	目指す成果	指標	実績		目標値 2023年度	達成 状況
乳幼児期	家庭や保育所・幼稚園等で、読み聞かせを楽しんでいる	保育所(園)・幼稚園等に通う5歳児の家庭で、保護者による読み聞かせが週に1回以上行われている割合 〔鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート〕	54.1% (2015年度)	63.4% (2022年度)	70.0%	未達成
		市立図書館における6歳以下の人口一人当たりの年間貸出冊数	5.9冊 (2015年度)	6.9冊 (2022年度)	7.0冊	未達成
児童期	読書の楽しさを知り、読書習慣が身についている	読書が好きな市内小学校児童の割合 〔全国学力・学習状況調査 ¹⁰⁾ 〕	73.0% (2016年度)	69.7% (2023年度)	76.0%	未達成
		学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たり読書を「まったくしない」市内小学校児童の割合 〔全国学力・学習状況調査〕	24.1% (2016年度)	29.1% (2023年度)	21.0% (※1)	未達成
青年期	目的や状況に応じて本を選択し、時間を使って読書をしている	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たり読書を「まったくしない」市内中学校生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査〕	46.6% (2016年度)	49.9% (2023年度)	44.0% (※1)	未達成
		昼休みや放課後、学校が休みの日に、学校図書館や地域の図書館に「ほとんどまたはまったく行かない」市内中学校生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査〕	70.7% (2016年度)	— (※2)	68.0% (※3)	—
		市立図書館における13~18歳人口一人当たりの年間貸出冊数	1.86冊 (2015年度)	1.7冊 (2022年度)	2.2冊	未達成

※1 数値が小さい方が、読書率が高まっていることを表す目標

※2 全国学力・学習状況調査から調査項目が削除されたため、未記入

※3 数値が小さい方が、学校図書館や地域の図書館に行っていることを表す目標

¹⁰ 全国学力・学習状況調査：文部科学省が2007(平成19)年度から年に1回実施している学力に関する調査。対象は小学6年生と中学3年生、教科は国語と算数・数学(年度により、理科、英語が追加)からなる。また、学力を問う問題だけでなく、学校と児童生徒に対し、生活習慣や学習環境などのアンケート調査も実施。

6 第4次推進計画に向けた課題整理

第3次推進計画では、子どもの発達段階（乳幼児期・児童期・青年期）に応じて取組を進めてきました。第4次推進計画では、家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた取組を進めるため、下表のとおり課題を整理しています。なお、第3次推進計画の取組については、参考資料に掲載しています。

【家庭】

- ★親となる前段階の妊婦とその配偶者等に対して、読み聞かせの重要性を広く啓発（健康づくり課）
- ★読書を通して家族のコミュニケーションやふれあいの時間の大切さを啓発（健康づくり課）
- ★赤ちゃん向け読み聞かせ講座の継続開催（図書館）
- ★未就園の子どもたちに対して、絵本に触れる機会づくり（子ども育成課）
- ★「絵本の貸出し」や「お話し会」を実施する園を拡大（教育指導課・子ども育成課）
- ★子どもにとって絵本に触ることの大切さを、通信等で保護者に対して啓発（教育指導課・子ども育成課）
- ★保護者に対して、絵本の楽しさを伝えるため、地域交流を実施（子ども育成課）
- ★保育士による親子への絵本の読み聞かせ（子ども育成課）
- ★保護者に対して、家庭での読み聞かせ等の重要性についての啓発と理解（教育指導課・図書館・子ども育成課・健康づくり課・地域協働課）

【地域】

- ★赤ちゃん向けおはなし会の継続開催（図書館）
- ★様々なテーマの絵本の配架（図書館）
- ★公民館の図書コーナーにおけるリクエストの受付や、予約等のサービスの周知（地域協働課、図書館）
- ★児童・生徒の読書活動向上のための取組の実施（図書館）
- ★ボランティア育成のための講座を開催する場の提供（図書館）
- ★小学生向けおはなし会の充実（図書館）
- ★読書週間等にあわせた様々な取組の実施や情報発信（図書館）
- ★魅力ある学校図書館の維持と読書活動推進のため、保護者、地域のボランティア等との連携（教育指導課）

- ★ティーンズコーナー¹¹の利活用の周知（図書館）
- ★市立図書館の利用方法のホームページ等多様な手段での周知（図書館）
- ★読書活動を推進するための行事の開催（図書館）
- ★本を通して交流できる取組の実施（図書館）
- ★職場体験の受け入れの継続（図書館）
- ★中高校生に対し、公民館へ来館を促すための情報提供などの工夫
(地域協働課)
- ★多様なニーズに対応する蔵書の増加と相互貸借¹²（図書館）
- ★「推薦図書リスト」の提供に際しての、学校等との連携（図書館）

【学校等】

- ★子どもがより絵本に触れ親しむことができるよう、保育環境の整備（子ども育成課）
- ★子どもの発達や生活経験に応じた様々なジャンルの絵本の充実（子ども育成課）
- ★読み聞かせの仕方や教材の選定について、職員間で意見を交換したりするなどの園内研修等の実施（教育指導課）
- ★職員研修の継続した実施（子ども育成課）
- ★ボランティアやインターンシップ、職場体験の積極的な受入れ（子ども育成課）
- ★子どもたちが学校図書館に進んで来館し、興味・関心に応じて本を選ぶことができるような学校図書館の環境整備（教育指導課）
- ★市立図書館や小中学校間の連携を図りながら、子どもたち一人ひとりに応じた書籍を準備し、幅広く対応できるよう蔵書を構築（教育指導課）
- ★教員や学校図書館巡回指導員¹³によるブックトーク¹⁴、本の紹介等、子どもたちの発達段階に応じた本と出合わせる工夫（教育指導課）
- ★様々な読書活動の継続と普及による学校図書館の利活用を日常化（教育指導課）
- ★子どもたちをとりまく読書活動に関わる教職員の資質・向上のための啓発や研修（教育指導課）
- ★学校図書館に、常勤の専門的人材である学校司書の配置を検討（教育指導課）

¹¹ ティーンズコーナー：中学生・高校生世代を中心とした10代向けの本を集めたコーナー。

¹² 相互貸借：公共図書館同士が所蔵している図書資料を貸し借りすること。

¹³ 学校図書館巡回指導員：学校図書館を活性化させ、子どもたちの読書活動や学習活動及び学校図書館運営を支援するために、小中学校を巡回し指導する図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格等をもつ指導員。

¹⁴ ブックトーク：子どもたちや図書館の利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、本への興味を起こさせる工夫をしながら紹介すること。

7 第4次推進計画の考え方

(1) 計画の方向性

第3次推進計画では、家庭・地域・学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図ってきました。しかし、計画期間中の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校や公共図書館などの読書環境へのアクセスが困難になったこと、デジタル化の進展等により、子どもの不読率が上昇したことで、本市においても子どもを取り巻く読書環境の変化に対応する必要が出てきました。新たな取組をするに当たっては、不読率の低減に向けて、関係機関が連携するとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保を図ることなどが必要です。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促すことが重要になっています。

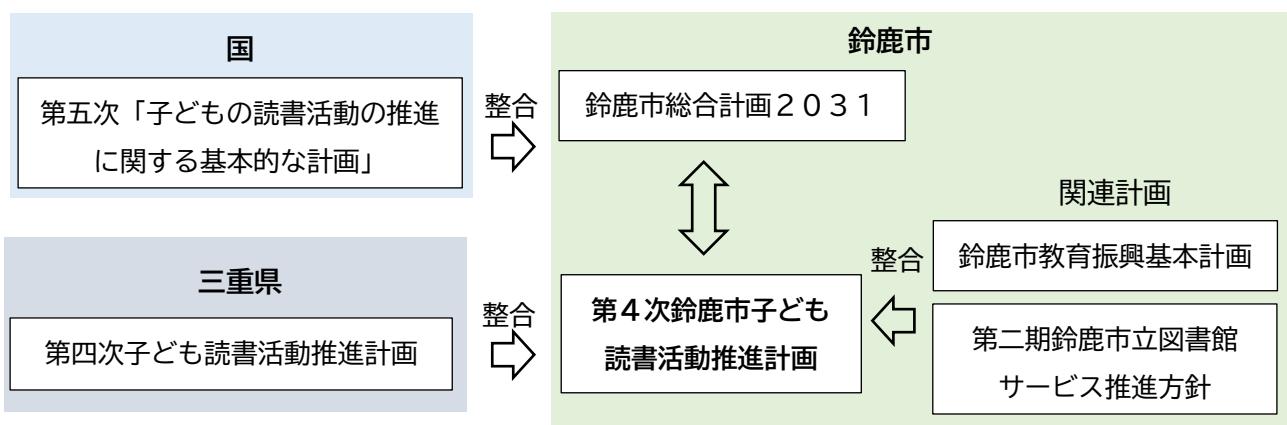
第4次推進計画では、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で取り組むという考えを引き続き継承し、全ての子どもが読書活動による恩恵を受けられるようにするために、子どもの主体的な学びや読書への興味・関心を促すための取組を展開していきます。

(2) 計画の対象

概ね0歳から18歳までの子どもと、子どもの読書活動を支える大人とします。

(3) 計画の位置づけ

第4次推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定します。策定に当たっては、国や県の計画との整合を踏まえ、本市の上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」内においても、その目的や主な取組を定義付けるとともに、関連する「鈴鹿市教育振興基本計画」「第二期鈴鹿市立図書館サービス推進方針」との整合を図ります。



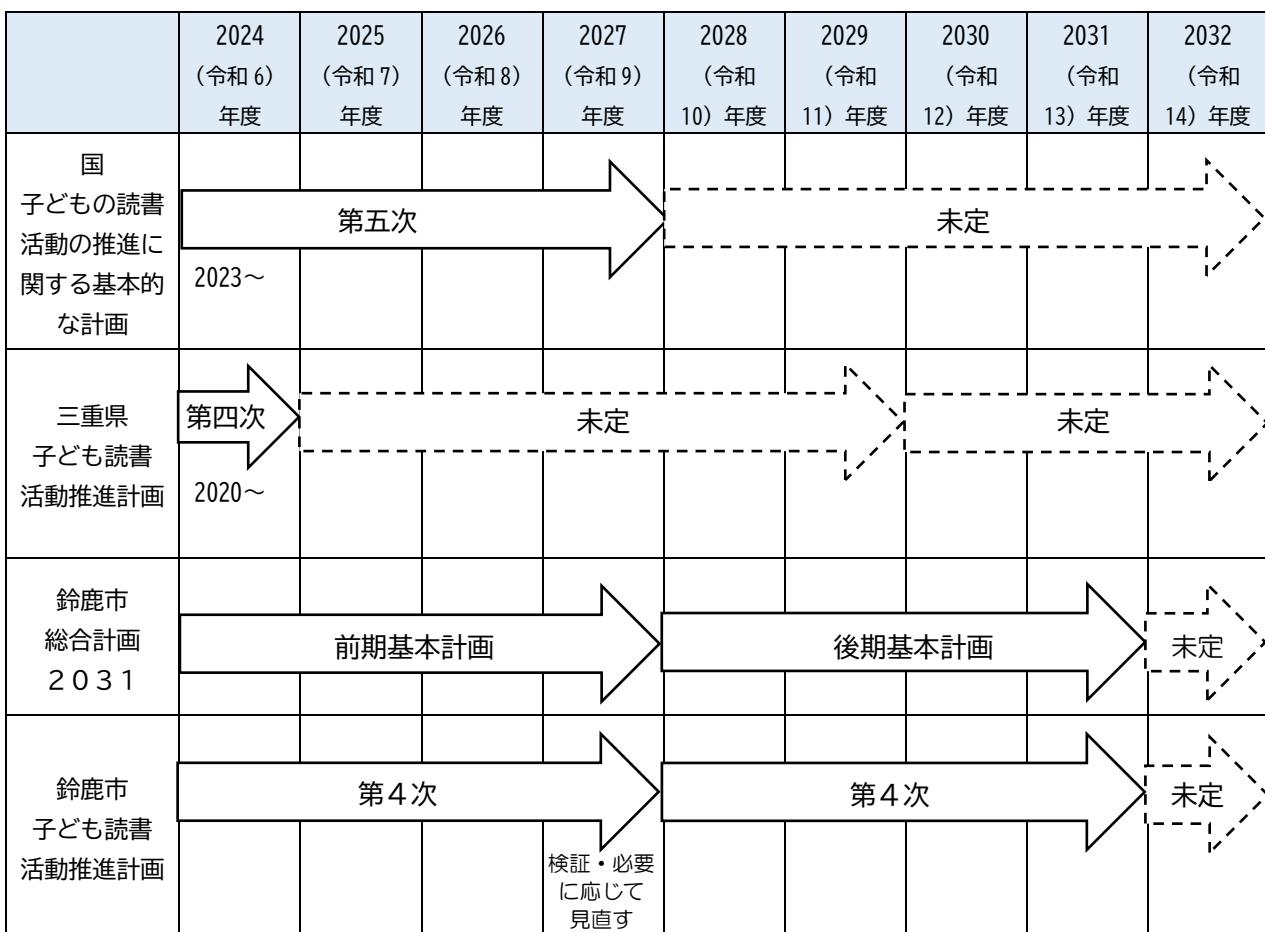
【鈴鹿市総合計画2031の基本施策 主な取組】

子どもの読書活動に当たっては、国・県が取り組む計画に合わせて、不読率の低減や、多様な子どもたちの読書機会の確保、子どもの視点に立った読書活動の推進等に取り組みます。(対象年齢0歳~18歳)

家庭・地域・学校等が中心となり、社会全体で全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるようにするため、主体的な学びや読書への興味・関心を促すための取組を開します。

(4) 計画期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間とし、2027（令和9）年度の鈴鹿市総合計画2031の前期基本計画終了時に、取組の検証を行い、必要に応じて見直します。



(5) 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、鈴鹿市総合計画2031との整合性を図りながら、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクルによる進行管理を行います。

第2章 第4次推進計画の基本方針

1 計画のテーマ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、子どもの読書活動を推進することによって「子どもの健やかな成長」につなげることを目的としています。

そこで、読書活動を推進することにより、めざす鈴鹿の子どもの将来像をテーマとして設定します。

【テーマ】 読書を通じて 自ら学び 自ら出合い 未来を切り拓く 鈴鹿の子ども

【テーマに込めた意味】

自ら学び

…子どもが主体的に学ぶ

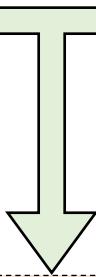
読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることで、知る喜びや学ぶ楽しさを感じ、生涯にわたって主体的に学習する習慣を身につけることができます。

自ら出合い

…子どもが読書を通じて世界や

人と出合う

読書を通じて、世界中のいろいろな人の生き方、感覚、感情、考え方などに触れることで、考える視野を広げたり、多様な考え方を認めたりすることができます。



未来を切り拓く

…学びと出合いを通じて子どもが豊かな未来を切り拓く

読書を通じて、主体的に学び、世界中のいろいろな考え方や人と出合うことによって、多角的な視点を持ち、思考し、様々な価値観を持つ人々と協働して、答えを持たない問題に対して納得解・最適解を導き出すなど、人生をよりよく生きる力につなげることができます。

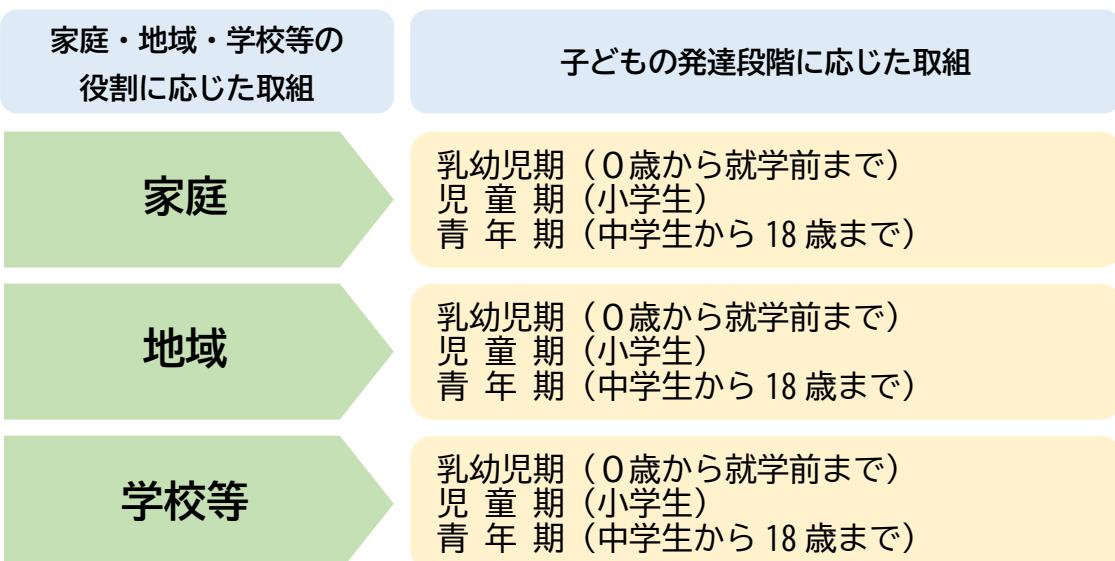
2 計画の基本的な視点

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等の連携が欠かせません。家庭においては保護者等、地域においては市立図書館、公民館、地域のボランティア等、学校においては教職員、司書教諭、学校図書館巡回指導員、学校ボランティア等が連携し、社会全体で読書活動の充実に取り組みます。

また、子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。一人ひとりの子どもの発達状況に応じながら、乳幼児期から青年期まで途切れのない支援を行い、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を育てる取組を推進します。

そして、子どもたちの可能性を引き出すためには、全ての子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりが求められます。読書バリアフリー法を踏まえた視覚障がい者等が利用しやすい書籍の充実や、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応を含む読書環境の整備など、多様な子どもたちに対応した取組を行います。その中で、多様な子どもたちへの継続的な読書機会の確保をするに当たっては、ICT¹⁵の活用等、順次、環境整備の検討も進めます。

さらに、子どもの読書への興味・関心を引き出す取組を継続して行うに当たっては、多様な子どもの意見を取り入れて、子どもの視点に立った取組を行います。



¹⁵ ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。ICT機器とは一般にPC、スマートフォン、タブレット端末等の情報通信機器のこと。

(1) 家庭・地域・学校等の役割

●家庭における読書活動の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける重要な場です。子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者は子どもの読書機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

具体的には読み聞かせをしたり、子どもと本と一緒に読んだり、公共図書館へ出向いたりするなど子どもが読書と出会い楽しむきっかけを作ることが望ましいと考えられます。また、定期的に読書の時間を設けるなど、家族で読書の習慣をつけることや、本の感想を話し合うなど、子どもが自ら読書に親しみ、興味や関心を引き出す働きかけをしていくことが必要です。

●地域（公共図書館、公民館等）における読書活動の役割

公共図書館、公民館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者、教職員等が読書活動について相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが重要です。

このことから、公共図書館、公民館等においては、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められます。

さらに、公共図書館、公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力して、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

●学校等における読書活動の役割

学校等は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、読書習慣を育んでいく場であり、学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進することが求められます。

このことから、学校等においては、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められます。

また、保育所（園）、幼稚園、認定こども園は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむ機会を提供したり、安心して本に触れるができるスペースを確保するなどの取組が必要です。

(2) 子どもの発達段階ごとの特徴

●乳幼児期（0歳から就学前まで）の特徴

乳幼児期は、人とのやりとりや、五感を通した実体験を大切にしたい時期です。

この時期は、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりすることで、言葉を獲得していきます。さらに、自身の様々な体験を通して、絵本や物語の世界をイメージし、楽しむようになります。

そのため、身近な大人が、絵本や物語を読み聞かせることで、読書活動に興味を持たせ、そして、言葉を豊かにすることができます。

のことから、周りの大人が、絵本を使った読み聞かせを、継続的に行えるように工夫することが必要です。

●児童期（小学生）の特徴

読み書きができるようになる児童期は、読書の幅を広げたい時期です。

低学年では、やさしい読み物を一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。学校図書館の利用も始まるので、読書に親しみ、読書の楽しさを知る時期です。

中学年では、自分の考え方と比較しながら、本を読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むことができるようになります。様々な本に興味を持たせ、少し長い文章にも挑戦させたい時期です。

高学年になると、本の選択ができるようになり、また、好みの本の傾向が現れます。その一方で、読書の幅が狭くなることもあります。娯楽としての読書と、テーマを持った読書の両方を経験させたい時期です。

のことから、児童が、様々なジャンルの本に興味を持ち、読書の幅が広がるよう工夫することが必要です。

●青年期（中学生から18歳まで）の特徴

自己の将来について考え始めるようになる青年期は、より一層幅広く、多様な読書ができるようにならみたい時期です。

この時期は、自己の向上や社会への関心が高まり、読書を将来のために役立てようとします。そして、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、携帯電話などの電子機器等を使用する時間や、部活動などの読書以外の様々な活動をする時間が増えます。

のことから、個々の興味に応じ、読んだ本について意見交流するブックトーク等を行ったり、電子書籍を含めた読書の時間を設けるように工夫することが必要です。

第3章 家庭・地域・学校等における取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける重要な場です。

定期的に読書の時間を設けるなど、家族で読書の習慣をつけることや、本の感想を話し合うなど、子どもが自ら読書に親しみ、興味や関心を引き出す働きかけを推進します。

乳幼児期

健康づくり課

★プレパパ・ママコース¹⁶（妊婦対象）、離乳食コース¹⁷等で絵本を展示するコーナーを設置します。

★保健センターのロビーの図書コーナーや、プレパパ・ママコース、離乳食コース等での絵本のコーナーに、乳幼児期にお勧めの「食べもの」、「生きもの」、「乗りもの」等の絵本を充実します。

★幼児健診（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）等や応急診療の待ち時間に利用できるよう、保健センターのロビーや応急診療所に乳幼児向けの絵本をそろえ、気軽に絵本に親しめる図書コーナーを常設します。

★市内の全ての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業¹⁸（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施する際に、市立図書館が作成する「あかちゃんのほんだな（0、1、2歳の絵本ガイド）」を配布し、保護者に絵本の読み聞かせの大切さを普及・啓発します。

★1歳6か月児健康診査時に、「あかちゃんのほんだな（0、1、2歳の絵本ガイド）」で案内している絵本を、保護者に手に取ってもらえるようにするとともに、保護者がその本を手に取り、子どもに読み聞かせをします。

¹⁶ プレパパ・ママコース：妊婦とその配偶者等を対象に、助産師による赤ちゃんの抱き方、オムツの交換方法等を体験により学ぶ教室。

¹⁷ 異乳食コース：乳児のいる保護者を対象に、栄養士による離乳食の講話、栄養相談等を行う教室。

¹⁸ 乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの全ての乳児家庭を対象に訪問員が、家庭訪問により子育て情報の提供等を実施する事業。

★3歳児健康診査時に、保護者と子どもを対象に保育士による読み聞かせをします。

図書館

★乳幼児期の読み聞かせの重要さを保護者に理解してもらうよう、赤ちゃん向け読み聞かせ講座を工夫しながら継続して開催します。

子ども育成課・教育指導課

★保育所・幼稚園等では、保育者の保育参加の機会や未就園児の保護者が来園する機会に、読書を楽しむスペースを確保し、子どもといっしょに絵本に触れあう機会を創出します。

★保育所・幼稚園等では、保護者と子どもが参加するお話し会を開催したり、絵本の貸出しを行ったりする等、家庭での読み聞かせを促します。

★保育所・幼稚園等では、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さ、また子どもが楽しんでいるおすすめ絵本を通信で知らせることを通し、保護者の読書活動への理解を深め、家庭における読み聞かせ等を促します。

地域協働課

★公民館では、読み聞かせなど、家族で絵本等に親しみ、楽しさと一緒に体験できる講座等を行います。

児童期

教育指導課

★小学校では、家読（うちどく）¹⁹をはじめとする家庭における読書活動の取組を進めます。

児童期

青年期

教育指導課

★小中学校では、図書だより等の通信で学校図書館の取組の様子や、イベント等を保護者に紹介するとともに、家庭においてノーメディア運動²⁰等に取り組み、家庭で本を読む時間を確保するなど、子どもの読書習慣づくりに努めるよう働きかけます。

乳幼児期

児童期

青年期

教育指導課・子ども育成課・健康づくり課

★読書の幅を広げるため、子どもの発達段階に応じた「推薦図書リスト」を作成します。

教育指導課・図書館・子ども育成課・健康づくり課・地域協働課

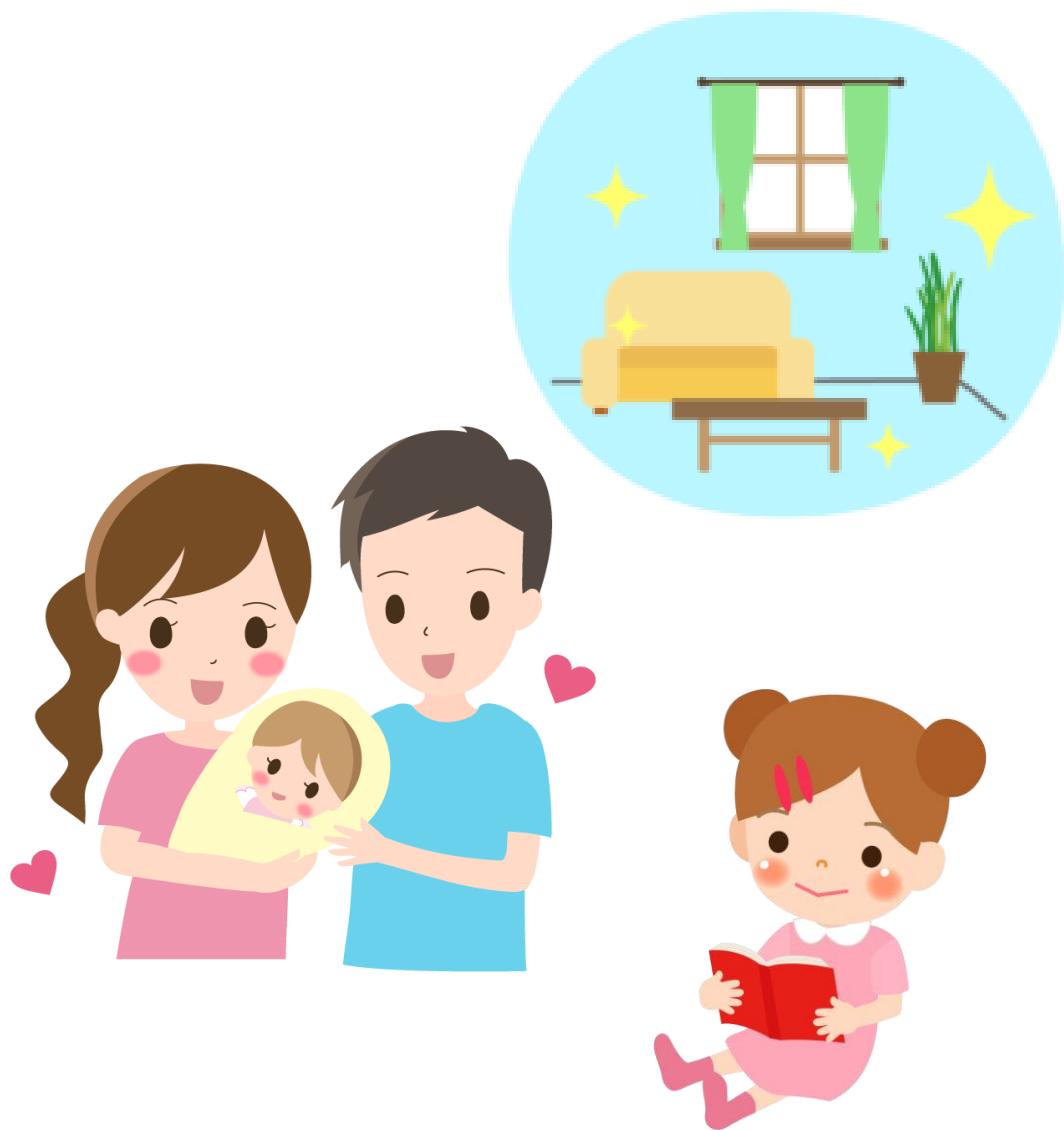
★「子ども読書の日」（4月23日）、秋の読書週間等、読書にちなんだ日に合わせて、様々な読書活動を推進するとともに、読書に関する様々な情報を発信し、家庭での読書を促すための普及・啓発を行います。

¹⁹ 家読（うちどく）：一般的に、家庭で子どもに読み聞かせをし、家族一緒に絵本を楽しむ活動を指すが、家族で1冊の本を交互に読んだり、同じ時間に別々の本を揃って読んだりと形態は様々であり、総称して「家庭での読書」「家読」ということがある。読んだ後の感想の交流までを含むこともある。

²⁰ ノーメディア運動：テレビやゲームなどへの過度の接触や依存を防ぐため、テレビを見ない、ゲームをしない時間を過ごすことで、生活習慣の見直しを図ること。地域や学校の実態に応じて、家庭での読書活動推進と併せて取り組む所もある。

地域協働課

★公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座やサークルを案内するとともに、読書活動の意義や重要性について保護者に理解を深めてもらうための啓発を行います。



2 地域における子どもの読書活動の推進

市立図書館、公民館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場です。

市立図書館、公民館等が中心となって、地域全体で子どもの読書活動を推進します。

乳幼児期

図書館

- ★赤ちゃん向けおはなし会を、ボランティア団体と協働して、絵本に親しみ持てるよう家族で楽しめる工夫を凝らし、継続して開催します。
- ★初めて本に触れる機会の紹介スペースである「赤ちゃんコーナー」を整備し、周知を図ります。
- ★家族で関心の持てるような絵本選び、読み聞かせをしながら楽しい時間を過ごせるよう、様々なテーマに沿った絵本を配架します。

地域協働課

- ★公民館では、保護者やボランティアを対象に、乳幼児の年齢に応じた絵本の紹介や選び方、読み聞かせの技法などを学ぶ講座等を開催します。また、地域と連携・協力しながら、読み聞かせの大切さ等の周知を図ります。

乳幼児期

児童期

地域協働課・図書館

- ★公民館では、図書コーナーを設け、家族が手軽に楽しめるよう充実を図り、また市立図書館と連携し、定期的に配本の入れ替えを行い、家族が希望する絵本等のリクエストの受付や、予約等のサービスの周知を図ります。

人権政策課

★児童センターでは、子どもが読書に親しむため本の貸出しや、乳幼児向け絵本の読み聞かせなどを開催します。

児童期

図書館

★小学校や地域で活躍する読み聞かせ及び図書修理のボランティア育成の講座を開催する場を提供します。

★小学生向けおはなし会を通じて読書の楽しさを知ってもらうため、ボランティアの協力を得ながら、おはなし会を開催します。

★小学生の市立図書館見学等の受入れを引き続き行います。

地域協働課

★公民館では、児童が、本に親しみ、読書の楽しさや大切さを学ぶことができる講座等の充実を図ります。また、地域と連携・協力しながら、読書の楽しさ、大切さ等の周知を図ります。

文化振興課・子ども政策課

★放課後子ども教室や放課後児童クラブでは、子どもが読書に親しむため、異学年交流での読み聞かせ等の取組を行います。

児童期

青年期

図書館

★読書活動の推進を図るため、読書に慣れていない子どもが本の楽しさに出合うきっかけとなるイベントや、子ども自らが興味を持って参加できるイベントを開催します。また、学校と連携して、アンケート等による子どもの視点に立ったサービスの改善、図書の収集等、子どもの意見聴取の機会確保に取り組みます。

★読書週間等にあわせて、様々な読書活動の取組及び情報発信を行います。

★学習の支援に役立つ学校支援図書の充実や団体貸出²¹に向けて、さらに利用しやすいよう、学校と連携します。

教育指導課

★小中学校では、読書活動の充実と学校図書館の環境整備のため、保護者、地域のボランティア等、多様な主体と積極的に連携します。

地域協働課

★公民館では、ボランティア等を育成する講座を開催するとともに、ボランティアを活用した読み聞かせなどの講座を開催します。

青年期

図書館

★読書離れが著しい若年層が興味をもつ書籍のニーズを把握し、ティーンズコーナーの利活用促進につながるよう、ホームページなどで周知します。

★若年層世代が興味を引くような本の紹介を、SNS等で発信を行います。

²¹ 団体貸出：公共図書館が団体登録利用者に対して、図書館資料を貸し出すこと。公共図書館や団体によってサービスの内容は異なる。

- ★市立図書館の利用方法について、一人ひとりの特性に応じた読書活動ができるよう、デジタル技術を活用するなど多様な手段で対応します。
- ★本を通した交流の場と出会いづくりに向けて、読書活動の支援のため、情報の提供を行います。
- ★中学生や高校生の職場体験を受け入れ、図書館業務への理解を深めてもらい、読書活動の支援を行います。
- ★中学生や高校生が学習できる場として、学習室を提供するとともに、学習等環境の改善を図ります。

地域協働課

- ★公民館では、中学生や高校生が様々な年代との交流を深められるような取組を地域と連携・協力しながら行います。

乳幼児期

児童期

青年期

図書館

- ★一人ひとりの特性にあわせた多様なニーズに対応する蔵書の増加と相互貸借を行います。
- ★子どもの発達段階に応じた「推薦図書リスト」を学校等で利用してもらうよう提供します。
- ★DXの取組について、窓口サービスの向上における自動貸出・返却機の設置などを念頭に置き、電子書籍の導入を最優先に考え、時期等についても初期費用、維持管理費用を考慮しながら、検討します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、読書習慣を育んでいく場です。

多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえて、適切な支援を行うとともに、環境整備を進めます。

乳幼児期

子ども育成課・教育指導課

★保育所・幼稚園等に、年齢に応じ、子どもの興味・関心や季節に合った絵本コーナーを設置します。また、子どもが絵本を身近に感じ、自ら取り出してじっくりと触れられるよう、絵本の配置や展示を工夫します。

★保育所・幼稚園等に、年齢や発達に応じた様々な分野の絵本（生活絵本、科学絵本、昔話絵本、言葉あそび絵本、図鑑等）、紙芝居等を充実します。

★保育所・幼稚園等では、一人ひとりが満足して読書活動に親しめるよう、発達や生活経験の違いを視野に入れ、絵本や、視聴覚資料²²等を整備します。

★保育所・幼稚園等では、保育の中で、絵本・紙芝居等の読み聞かせ、視聴覚資料を使ったお話、パネルシアター²³、手遊び²⁴など、様々な題材や手法を用いた活動を行います。

★保育所・幼稚園等では、一人ひとりの生活経験や興味・関心を把握し、ニーズに応じた絵本を手渡したり、読み聞かせをしたりするなど、全ての子どもが楽しめる読書活動を推進します。

★保育所・幼稚園等では、様々な国の絵本の充実や、読み聞かせの機会を設け、多文化を共有できる読書活動を推進します。

²² 視聴覚資料：文字ではなく、画像、映像、音声によって情報を記録した資料。

²³ パネルシアター：毛羽立ちのいい布（パネル布）を貼った舞台（パネル）に、不織布（Pペーパー）に絵を描いて切り取った絵人形を貼ったりはずしたり、動かしたりしながら、歌やお話を合わせて演じること。

²⁴ 手遊び：手等を歌に合わせて動かして遊ぶこと。短い時間で、気軽に楽しめるため、お話し会の中で取り入れることが多い。

★保育所・幼稚園等では、様々な人との交流を通して、絵本等を楽しむ機会が提供できるよう、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを行います。

★保育所・幼稚園等で活動するボランティア等の育成やスキルアップを支援するために、講習会を開催します。また、講習会等の研修の場を紹介します。

★保育士や教職員が、子どもの本や読書に関する研修会に参加したり、職員同士で勉強会を開いたりすることにより、良質な絵本等の選書や絵本の読み聞かせの仕方などの知識・技術の向上を図ります。

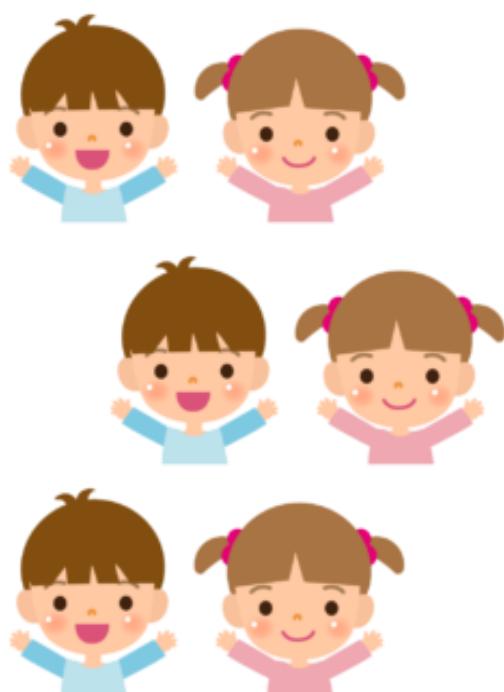
★保育所・幼稚園等では、保護者向けの「たより」や保護者会、講演会等で読書の大切さを伝えたり、保護者自身が読み聞かせを体験する機会を設けます。

乳幼児期

青年期

子ども育成課・教育指導課

★中学生や高校生の職場体験学習等で保育所・幼稚園等における読み聞かせを行うなど、異年齢交流を通して、生徒と幼児が読書の楽しさを共有できる機会を提供します。



児童期

教育指導課

- ★学校図書館内で児童が自ら本や資料を探すことができるよう、サイン²⁵や書架の見出しを工夫します。また、児童の読書意欲を喚起するために、季節や学習内容に応じた掲示やコーナーの設置を行います。
- ★小学校では、調べ学習²⁶や探究的な学習²⁷に資するよう、学校図書館内の掲示や展示を工夫します。また、児童の作品等の学習成果物を展示します。
- ★小学校における、図書資料を使った調べ学習や探究的な学習を充実させるため、必要に応じて、市立図書館の団体貸出を利用したり、小中学校間で相互貸借を行うなどの連携を強化し、図書資料の充実を図ります。
- ★全ての児童が、正しい利用の仕方を身に付け、目的に応じて、効果的に学校図書館を利用できるよう指導の充実を図ります。
- ★小学校では、一斉読書や発達段階に応じた本を読む機会を設けるなど、絵本から読み物へ移行するための読書活動の充実を図ります。



²⁵ サイン：公共図書館の利用者が、求めている図書資料やサービスに確実にたどりつけるように設置する案内表示。

²⁶ 調べ学習：知りたいこと、興味を持っていることについて、図書や実地見学、実験・観察など、いろいろな方法で調べ、まとめ、発表すること。

²⁷ 探究的な学習：児童生徒が【課題を設定】し、様々な手立てを講じて【情報の収集】を行い、集めた情報を【整理・分析】して思考し、自分の考えとして【まとめ・表現】する活動、この知的な営みを発展的に繰り返すこと。

教育指導課

- ★小中学校では、学校図書館巡回指導員やボランティアと連携し、児童・生徒が興味を持ち、手に取りやすい学校図書館の配架、展示の工夫をするとともに、適切な廃棄と図書準備室等の活用を進め、学校図書館のスペースの有効活用を図り、魅力的な学校図書館づくりを行います。
- ★学校図書館は、児童・生徒及び教職員のニーズに応じた調和のとれた蔵書構築²⁸を行います。
- ★学校図書館図書標準の達成をめざし、図書資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、廃棄基準²⁹を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行います。
- ★小中学校では、司書教諭、学級担任及び教科担当者、特別支援教育コーディネーター、国際教室担当者、養護教諭等と連携し、全ての子どもが満足して読書活動に十分に親しめるよう、個々の多様なニーズに幅広く対応できる絵本、図書、視聴覚資料やDAISY（デイジー）図書³⁰、日本で暮らしていくために役立つ本、多文化理解の本等を整備するとともに、個々の特性や興味・関心を把握し、一人ひとりのニーズに応じた読書活動を推進します。
- ★DXの取組について、小中学校では、子どもたちの読書活動充実のため、デジタル社会に対応した電子書籍等のICT活用を進めます。
- ★児童・生徒が読書活動に興味・関心を持つように、教職員自身が読書に親しみ、学校図書館を利用する姿を示します。

²⁸ 蔵書構築：公共図書館の蔵書が、公共図書館のサービス目的を実現する構造となるように、資料を選択、収集し、計画的・組織的に蔵書を形成、維持、発展させていく意図的なプロセス。

²⁹ 廃棄基準：学校図書館において蔵書を点検評価し、廃棄を行う場合の扱いどころとして、客観性のある成文化した基準。

³⁰ DAISY（デイジー）図書：DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。マルチメディア化されたDAISY図書を利用することにより、次のようなことが可能になる。

①文字を読み上げる音声を聞きながら、画面上の文字を読み、本と同じ絵や写真を見ることができる。

②音声で読み上げるフレーズの色が変わるハイライト機能により、どこを讀んでいるかが分かる。

③声のスピードや文字の大きさ、文字や背景の色を選択できる。

④持ち運びができるタブレットなどでも視聴でき、どこでも利用が可能である。

- ★学習指導要領に基づき、児童・生徒が主体的に読書活動や調べ学習、探究的な学習ができるよう、学校図書館の利活用を各教科等の指導計画に位置付けます。
- ★児童・生徒が学校図書館を日常的に利用できるよう、「図書館まつり」や、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動を推進するとともに、子どもの意見聴取の機会を確保し、児童・生徒が学校図書館運営に主体的に関わる活動や協働的な活動を推進します。
- ★小中学校では、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ★市立図書館と小中学校が連携し、児童・生徒における読書活動を支援します。
- ★適切な選書や読書指導のため、司書教諭やその他の教員を対象とした研修の機会を設けます。
- ★学校図書館は「読書センター」機能のほかＩＣＴ活用を含めた「学習センター」「情報センター」の機能を有することから、各教科担当職員と学校図書館担当職員がより一層連携して、教職員のＩＣＴ活用能力を高めます。
- ★学校図書館担当者が学校図書館に関する業務に、より専念できるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを進めます。
- ★学校図書館巡回指導員の派遣を充実し、学校図書館運営を推進します。
- ★学校図書館運営に当たる学校司書等の専門的人材の配置を検討します。

青年期

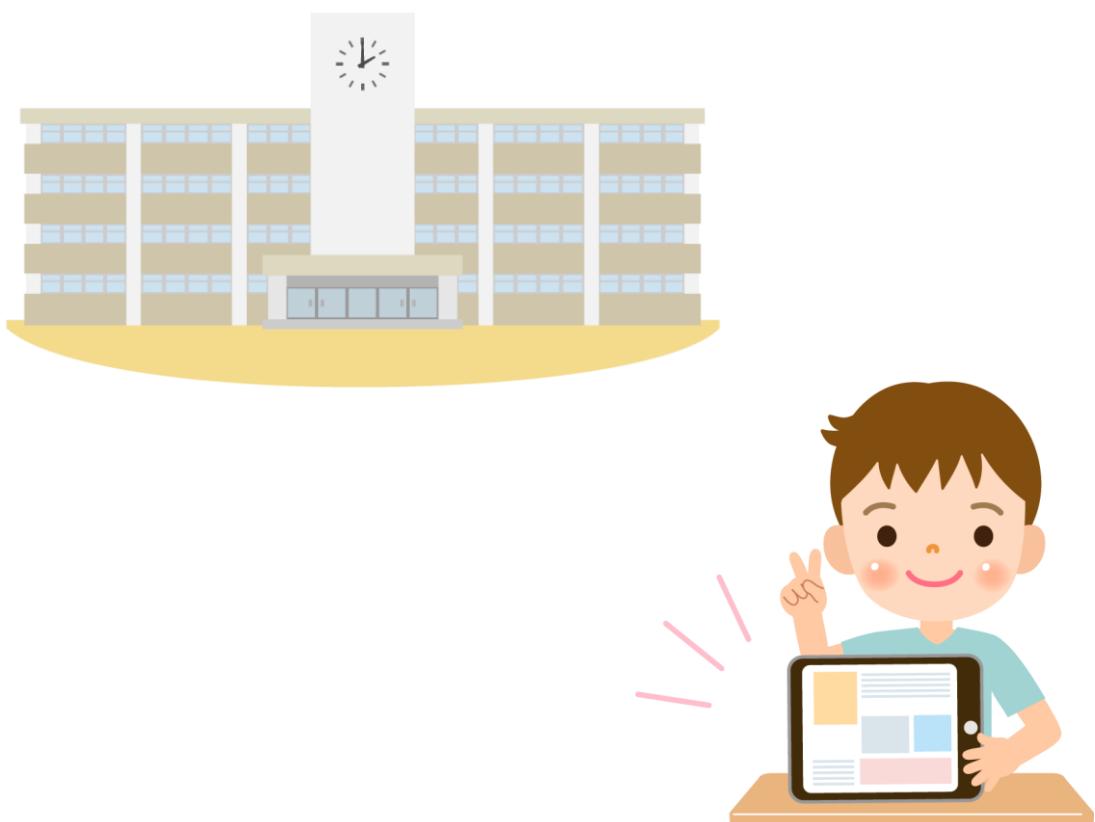
教育指導課

★中学校では、貸出・返却方法の工夫をするとともに、生徒が利用しやすい学校図書館の開館時間を検討します。

★中学校では、図書資料を使った調べ学習や探究的な学習を充実させたり、生徒の将来設計や多様な興味・関心に対応するために魅力的な図書資料の整備・充実を図ります。

★中学校では、一人ひとりの能力・適性・興味・関心や、進路等に留意した選書及び読書指導を行います。

★中学校では、同世代同士が本を読んで、感想を書き合う、語り合う等の交流ができるような機会を設けます。



4 成果指標と成果目標

	目指す成果	指標	現状値	目標値 2031 年度
家庭	読書に対する興味や関心が高まっている	保育所（園）・幼稚園等に通う5歳児の家庭で、保護者による読み聞かせが週に1回以上行われている割合〔鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート〕	63.4% (2022年度)	70.0%
		読書が好きな市内小学校児童の割合〔全国学力・学習状況調査〕	69.7% (2023年度)	73.0%
		読書が好きな市内中学校生徒の割合〔全国学力・学習状況調査〕	61.1% (2023年度)	68.0%
地域	誰もが読書に親しみ、楽しむ機会を提供できている	市立図書館における0歳～18歳の図書貸出カード登録者の割合（※1）	35.8% (2022年度)	46.0%
学校等	読書の楽しさを知り、読書習慣が身についている	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）1日当たり読書を「全くしない」市内小学校児童の割合〔全国学力・学習状況調査〕	29.1% (2023年度)	28.0% (※2)
		学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）1日当たり読書を「全くしない」市内中学校生徒の割合〔全国学力・学習状況調査〕	49.9% (2023年度)	48.0% (※2)

※1 鈴鹿市総合計画2031の成果指標から0歳～18歳該当分を抽出

※2 数値が小さい方が、読書率が高まっていることを表す目標

参考資料

1 鈴鹿市の子ども読書活動に関するアンケート結果

第4次推進計画を策定するに当たり、子どもたちの読書観や読書活動の現状を把握し、計画策定の基礎資料とするため、「鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート」を実施しました。調査方法はインターネットで回答を依頼し、回収率は63%でした。

(1) 調査対象

① 5歳児の保護者

保育所（園）・幼稚園・認定こども園

② 児童・生徒

小学2年生、小学4年生、小学6年生、中学2年生、市内高校2年生

計 10,088人

(2) 調査期間

2023（令和5）年2月16日から3月15日まで

(3) 調査結果

①保育所（園）・幼稚園・認定こども園の5歳児の保護者

- 子どもが絵本を読む（見る）ことや読み聞かせてもらうのが好きかについては、「好き」が69.0%と最も多くなっています。
- 約85%の家庭で子どもに読み聞かせを行っています。その回数は「1週間に1～2回している」が26.5%で最も多くなっています。その一方で読み聞かせを全くしない家庭も15%あります。
- 読み聞かせをしていない理由は「保護者が忙しくて時間がとれないから」が56.9%で最も多くなっており、次に「子どもがテレビやおもちゃであそんでいるから」で43.1%になっています。

②小学2年生、小学4年生、小学6年生、中学2年生、市内高校2年生

読書の状況

- 読書が好きかについては、どの学年も「好き」の割合が最も高く、特に小学2年生では「好き」が62.7%となっています。小学4年生では40.9%、小学6年生では36.2%、中学2年生では33.8%、高校2年生では31.8%と、年齢が上がるにつれて「好き」と答えた児童生徒の割合が低下しています。

- 中高生に対して行ったアンケート結果から、本を読む時間がない理由として、中学2年生、高校2年生ともに「インターネット・携帯電話（スマートフォン含む）・ゲーム」が最も多く、次いで「部活動」となっています。

学校図書館の利用状況

- 学校図書館を利用する頻度は小学生については、学年によってばらつきがあり、高学年になると頻度が減少します。中学2年生と高校2年生では「ほとんど、または、全く行かない」が6割以上となっています。

市立図書館の利用状況

- 市立図書館を利用する頻度について、全ての学年で「ほとんど、または全く行かない」が最も多く、高校2年生では約7割となっています。
- 中学2年生と高校2年生で市立図書館に行かない理由は「時間がない」が最も多く、中学2年生で24.1%、高校2年生で35.6%となっています。

電子書籍の利用状況

- 電子書籍を読んだことがあるかについては、小学2年生、小学4年生、小学6年生では「読んだことがない」と答えた児童が約5割以上で「読んだことがある」と答えた児童より多くなっています。学年が上がるにつれて「読んだことがある」と答えた児童・生徒の割合が多くなっており、高校2年生では「読んだことがある」割合が約半数に達しています。

(4) 読書活動の課題

児童・生徒では、どの学年においても読書が「好き」と答えた割合が最も高く、保護者においても、子どもが絵本を読むまたは読み聞かせが好きかどうかについて「好き」と答えた割合が最も高くなっています。しかし、年齢が上がるにつれて、「好き」と答えた児童生徒の割合が低下していることや、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が高くなっていくことから、読書が好きという気持ちを児童期から継続して持つてもらえるような読書機会を増やすことが大切です。

また、保護者においては、忙しくて時間がとれないことで読み聞かせをしない家庭もあることや、中高生においては、インターネットや携帯電話などの電子機器等を使用する時間が増えたことをはじめ、部活動など、他の様々な活動によって読書をする時間がないと答えた割合が高いことから、日々の生活の中で無理のない範囲で電子書籍の利用を含む読書に触れる時間を作る取組や、子どもたち一人ひとりの興味や行動に合った読書活動の機会を提供していく取組が必要です。

2 第3次推進計画の取組と課題の検証

(1) 乳幼児期

► 環境づくり・・・本と親しむ物的環境の整備

- 幼児健診（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）等や応急診療の待ち時間に利用できるよう、保健センターのロビーや応急診療所に乳幼児向けの絵本を揃え、気軽に絵本に親しめる図書コーナーを常設しましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、閉鎖している時期がありました。今後も継続して、保護者や乳幼児が絵本等を楽しめる環境づくりをすすめていく必要があります。

健康づくり課

- プレパパ・ママコース（妊婦対象）、離乳食コース等で絵本を展示するコーナーを設置しましたが、新型コロナウイルス感染症対策で、教室参加者を制限し、絵本の展示を実施した時期がありました。今後も、妊娠婦が絵本を手に取って読んでもらえるように、教室の中で啓発していく必要があります。

健康づくり課

- 保育所では、各保育室へ絵本コーナーとしてミニテーブルや椅子を設置し、子どもの年齢や発達に応じた絵本を準備したり、季節ごとに絵本の入替えを行って環境を整えました。また、保育参加や地域交流の機会に保育士による絵本の読み聞かせや、親子で絵本を見て楽しめるスペース作りを行いました。今後も継続する必要があります。

子ども育成課

- 幼稚園では、子どもたちの年齢段階や個々の興味・関心、季節や、行事等に合わせて、絵本の内容を工夫し、子どもたちが自ら絵本を選んで見られる環境づくりに努めました。今後は、限られたスペースの中での内容の充実や、幼稚園の場を利用した親子の触れ合いの機会の充実を図り、幼稚園間で取組事例を共有することが必要です。

教育指導課

- 幼稚園では、子どもの興味・関心に合わせて絵本購入を行いました。しかし、全ての子どもたちに見合った選書を行うには限界があるため、発達の段階に合わせて購入をすすめています。また、園児数等により、購入数に差があります。今後も、個々の発達や経験の違いを視野に、選書を行い、市立図書館と連携を図りながら多くの本との出会いを提供する必要があります。

教育指導課

- 保健センターのロビーの図書コーナーやプレパパ・ママコース、離乳食コース等での絵本のコーナーに、乳幼児期にお勧めの「食べもの」、「生きもの」、「乗りもの」等の絵本を取り揃えました。今後も絵本の充実を図っていく必要があります。

健康づくり課

- 公民館では、図書コーナーを設け、市立図書館と連携し、定期的に配本の入れ替えを行うなど、保護者や乳幼児が手軽に楽しめるよう充実を図りました。図書コーナーについては、保護者が希望する絵本等のリクエストの受付や、予約等のサービスがあることを周知していくなどの取組が必要です。

地域協働課・図書館

- 市立図書館では、家族で関心の持てるような絵本を選び、読み聞かせをしながら楽しい時間を過ごせるよう、本館及び江島分館を魅力ある空間にするよう努めましたが、今後は、様々なテーマに沿った絵本を配架していく必要です。

図書館

- 市立図書館では、英語をはじめとする外国語の絵本や、点字つき絵本等の充実を図ってきましたが、充実度は十分であるとは言えないため、今後蔵書の増加と相互貸借を行う必要があります。

図書館

➤出合いづくり・・・本と親しむ機会の充実

- 健康診査の待ち時間に保育士による絵本の読み聞かせを実施しました。保護者や子どもに読み聞かせの声が届きにくい状況がありましたが、保護者、子どもが絵本に親しむ機会の一助となる絵本の読み聞かせは、継続して実施していく必要があります。

健康づくり課

- 保育所では、実習生や中学生、高校生のインターンシップの機会に加え、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、様々な人や絵本との出会いの場を作りました。今後も継続する必要があります。

子ども育成課

- 保育所では、お話し会を実施し、親子で読書を楽しむ機会を設けました。また、幼稚園では、絵本の貸出について、その意義も含め保護者へ周知を行い、定着を図ることができました。今後は、読書週間等の期間を活用し取組の更なる充実と周知を図っていく必要があります。

子ども育成課・教育指導課

- 幼稚園では、絵本だけでなくいろいろな教材を活用し、行事等いろいろな機会を通じて、子どもたちがお話に触れられるようにしましたが、様々な人の交流の機会は十分ではありませんでした。今後は、保護者や地域の人との交流の機会に、読書活動を取り入れていく必要があります。

教育指導課

- 保育所・幼稚園等では、毎日の読み聞かせや、毎週の貸出の機会等において、個々の興味を大切にしながら活動しました。今後も子どもたちのニーズや実態を把握しながら、取り組む必要があります。

子ども育成課・教育指導課

- 公民館では、読み聞かせなど、親子で絵本等に親しみ、絵本等の楽しさと一緒に体験できる講座等の充実を図りました。今後も継続して実施する必要があります。

地域協働課

- 市立図書館では、「赤ちゃん向けおはなし会」を実施しましたが、今後はさらに、家族と楽しめるよう工夫を凝らしながら、継続して開催していく必要があります。

図書館

- 市立図書館では、乳幼児の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を毎年作成し、市立図書館に配架しました。今後は市立図書館以外でも手に取ってもらうよう、関係機関と連携していく必要があります。

図書館

▶人づくり・・・普及・啓発と人材育成

- 「子ども読書の日」(4月23日)、秋の読書週間等を活用した啓発、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを知らせた通信の配布、おすすめ絵本のリストの配布など、保護者の読書活動への理解を深め、家庭における読み聞かせ等を促すための普及・啓発を行いましたが、ポスター等での啓発が少なく、保護者への周知は十分とはいえない状況にあります。今後は、読書週間等の期間や、行事等の機会を活用しながら、さらに保護者の読書活動への理解を深める必要があります。

教育指導課・図書館・子ども育成課・健康づくり課

- 市内の全ての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施する際に、訪問時のお土産として、推薦図書リストである「あかちゃんのほんだな」や赤ちゃん向け絵本を配布することで、絵本の読み聞かせのきっかけづくりを行いました。今後も、限られた訪問時間の中で保護者へ絵本の読み聞かせの啓発を行っていく必要があります。

健康づくり課

- 保育所・幼稚園等では、講師による読み聞かせを体験したり、職員研修で絵本や視覚教材の取組を紹介し、読み聞かせの仕方や教材の選定について話し合う等、スキルアップを図る機会を作りました。今後も園内外の研修において、絵本の読み聞かせや読書活動について学べる機会を増やす必要があります。

子ども育成課・教育指導課

- 保育所・幼稚園等では、保護者向けの「たより」や保護者会、講演会等で読書の大切さを伝えたり、保護者自身が読み聞かせを体験したりする機会を設けました。また、保育所・幼稚園等で活動するボランティア等の育成やスキルアップを支援するために、講習会を開催したり、講習会等の研修の場を紹介しました。しかし、各園単位での取組にとどまり、全園での統一した系統的な取組にはなっていないのが現状です。情報の共有を図りつつ、全ての園において保護者や地域に向けた取組の推進を図る必要があります。

子ども育成課・教育指導課

- 公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座、サークルを案内するとともに、読書活動の意義や重要性について保護者に理解を深めてもらう啓発を行いました。今後も引き続き、啓発する必要があります。

地域協働課

- 公民館では、読書活動についての理解を深めるため、保護者やボランティアを対象に、乳幼児の年齢に応じた絵本の紹介や選び方、読み聞かせの技法などを学ぶ講座等を開催しました。今後も読み聞かせのボランティアなどを増やすため、関係各課との協力が必要です。

地域協働課

- 市立図書館では、乳幼児期の読み聞かせの重要さを保護者に理解してもらうよう、赤ちゃん向け読み聞かせ講座を今後も工夫しながら継続して開催していく必要があります。

図書館



(2) 児童期

► 環境づくり・・・本と親しむ物的環境の整備

- 学校図書館巡回指導員やボランティアの協力の下、児童が興味を持ち、手に取りやすい学校図書館の配架や展示の工夫、サインや書架の見出しの工夫といった環境整備を進めました。一方で、調べ学習や探究的な学習に資する展示の工夫等は、一人1台端末の普及により調べ学習や学校図書館を活用した授業の減少に伴い、さらなる充実が必要です。子どもたちが学校図書館に進んで行き、興味・関心に応じて本を読むことができるよう、引き続き環境整備を進める必要があります。また、デジタル社会に対応していくため、学校図書館の活用と一人1台端末の併用を踏まえた学習のあり方を模索したり、電子書籍等の整備を行う必要があります。

教育指導課

- 小学校において、調べ学習のための充実した図書資料、児童及び教職員のニーズに応じた、学校図書館図書標準に基づいた蔵書の構築を目指してきました。しかし、団体貸出の利用をはじめとする市立図書館との連携、小中学校間での相互貸借等、強化には至っていません。また、学校図書館の蔵書においては、廃棄・更新に努めていますが、学校図書館図書標準を満たしていない学校もあり、全体として分類別冊数にばらつきがあります。引き続き、蔵書の構築に取り組むとともに、小中学校間や市立図書館との連携が必要です。

教育指導課

- 公民館では、市立図書館と連携し、定期的に配本の入替えを行うなど、児童が手軽に楽しめる図書コーナーを整備しました。利用してもらうために周知等の取組が必要です。

地域協働課

- 市立図書館では、調べ学習に役立つ学校支援図書の貸出や「推薦図書リスト」の提供を行いました。今後さらに学校等と連携していくことが必要です。

図書館

- 市立図書館では、多様なニーズに対応する図書の充実を図りましたが、まだ十分ではないため、今後蔵書の増加と相互貸借を行うことが必要です。

図書館

▶出合いづくり・・・本と親しむ機会の充実

- 小学校では、一斉読書や図書の時間を活用して、子どもたちが学校図書館へ行き、読書をする時間を確保できていますが、発達段階に応じた読書活動に関しては、課題があります。絵本から抜け出せない状況があったり、長文の物語に移行できなかったりする児童もいます。教員や学校図書館巡回指導員からブックトークや本紹介を行い、子どもたちの発達段階に応じた本と出合わせることが必要です。

教育指導課

- 小学校では、子ども読書の日や秋の読書週間に向け、イベントや読書活動の推進を行うことができました。家庭での親子読書（家読）でも各校ワークシートを作ったり、保護者からのコメントをいただいたり等、工夫を凝らしているが、今後も更なる啓発が必要です。

教育指導課

- 小学校では、学習指導要領に基づき、児童が主体的に読書活動や、調べ学習等ができるよう、学校図書館の利活用を各教科等の指導計画に位置付けています。また、児童が学校図書館を日常的に利用できるよう、「図書館まつり」や、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に取り組んできました。しかし、計画にとどまっていたり、学校全体として組織的な取組になっていない状況です。各学校において、学校図書館の利活用を計画に基づいて進め、読書活動推進につながる取組を継続する必要があります。

教育指導課

- 小学校では、外国籍児童に対応する本は在籍児童の国籍の幅広さから全てに対応できていない状況です。司書教諭や学級担任が特別支援教育コーディネーター、国際教室担当者、養護教諭等と連携を取りながら、一人ひとりの子どもたちが読書に親しめるように取り組む必要があります。

教育指導課

- 公民館では、小学生が、本に親しみ、読書の楽しさや大切さを学ぶことができる講座等の充実を図りました。今後も継続する必要があります。

地域協働課

- 市立図書館では、子ども読書の日や秋の読書週間にポスターの掲示や読書にちなんだテーマコーナーを設けてきました。今後は、読書週間等にあわせて、様々な取組をしていく必要があります。

図書館

- 市立図書館では、児童の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を毎年作成し、市立図書館に配架しました。今後、学校で利用してもらえるよう提供していく必要があります。

図書館

- 市立図書館では、読書の楽しさを知ってもらうよう、小学生向けおはなし会を実施しました。今後も引き続きボランティアと協力して、おはなし会の充実を図る必要があります。

図書館

- 市立図書館では、小学校の社会見学を受け入れてきました。さらに、読書活動の推進を図るために、児童自らが興味を持てるような取組をする必要があります。

図書館

➤ 人づくり・・・普及・啓発と人材育成

- 小学校において、「子ども読書の日」(4月23日)、秋の読書週間等、読書にちなんだ日に合わせて親子読書や家庭での読書を促すための普及・啓発は定着しつつあります。また、ノーメディア運動等での家庭における読書活動の設定も普及しています。しかし、家庭において十分な理解・協力が得られているわけではないため、取組の継続と、いっそうの普及・啓発が必要です。

教育指導課

- 小学校において、学校図書館運営に携わる司書教諭をはじめとして、子どもたちをとりまく読書活動推進に関わる教職員への啓発や研修に取り組んできました。各学校の実情に応じた計画的な読書活動を実施する体制づくりは定着しつつありますが、全ての学校で組織的な取組となっているとはいえない状況です。今後も、読書活動に関わる教職員の資質向上のため、啓発や研修が必要です。また、学校図書館には常勤の専門的人材が必要です。

教育指導課

- 各小学校の実情に応じた計画的な読書活動を進める中で、児童会活動である図書委員会の活動も活性化の傾向にあります。また、保護者、地域のボランティア等との連携により、読書活動や学校図書館の環境整備の充実につながりました。魅力ある学校図書館の維持のために、図書委員会の活性化と保護者、地域のボランティア等との連携を強化する必要があります。

教育指導課

- 公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座、サークルを案内し、読書活動の意義や重要性について保護者に理解を深めてもらう啓発を行いました。今後も引き続き、啓発する必要があります。

地域協働課

- 公民館では、ボランティア等を育成する講座を開催するとともに、読書活動を推進するため、ボランティアを活用した読み聞かせなどの講座を開催しました。今後も継続する必要があります。

地域協働課

- 市立図書館では、調べ学習に役立つ学校支援図書の貸出や「推薦図書リスト」の提供を行い、今後さらに学校等と連携していく必要です。

図書館

- 市立図書館では、小学校や地域で活躍する読み聞かせ及び修理のボランティア育成のための講座を開催しました。今後も継続して開催していく必要があります。

図書館



(3) 青年期

► 環境づくり・・・本と親しむ物的環境の整備

- 中学校においては、配置された学校図書館巡回指導員、ボランティア等との連携により、適切な廃棄や、図書準備室等の活用を行い、学校図書館のスペースの有効活用が進みました。学校図書館では、子どもたちのニーズに応じた本の配架、コーナーの設置の充実を図りました。スペースの有効活用は進んでいますが、利活用の促進に十分につながっていないのが現状です。今後、取組の継続と利活用の促進につながるような工夫が必要です。

教育指導課

- 中学校では、総合的な学習の時間における調べ学習、生徒の将来設計や多様な興味・関心に対応するための図書資料等の整備・充実を進めました。また、学校図書館図書標準の達成を念頭に、適切な配架となるよう、図書資料の廃棄と更新に努めました。しかしながら、学校図書館図書標準の達成には複数年間における計画的な取組が必要であることや、整備の状況が学校図書館の利活用促進に十分につながっていないことから、学校図書館内の利活用を促す工夫を強化していく必要があります。

教育指導課

- 市立図書館では、ティーンズコーナーを設置しましたが、利用頻度が少ないため、利活用の促進につながるよう、今後はホームページ、SNSなど電子媒体で周知していくことが必要です。

図書館

► 出合いづくり・・・本と親しむ機会の充実

- 中学校において、日常的な学校図書館の利活用を目指して、カリキュラムに位置づけられた読書活動につながる学習や、生徒主体の図書委員会の読書活動推進につながる取組等を一部で展開しました。学校において組織的な取組となるよう、市内全体への普及が望ましいことから、カリキュラムに位置付けられた読書活動につながる学習の定着、生徒が学校図書館運営に主体的に関わる活動や協働的な活動の活性化が必要です。

教育指導課

- 中学校では、個々のニーズに対応できる図書の整備はできつつありますが、外国籍生徒に対応する本は在籍生徒の国籍の幅広さから全てに対応できていない状況です。司書教諭や学級担任が、特別支援教育コーディネーター、国際教室担当者、養護教諭等と連携を取りながら、一人ひとりの子どもたちが読書に親しめるように取り組む必要があります。

教育指導課

- 市立図書館では、生徒の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を毎年作成し、市立図書館に配架しました。学校に利用してもらえるよう提供していく必要があります。

図書館

- 市立図書館では、同年代の人々が市立図書館に親しみを感じて参加できる行事を開催しました。今後も、本を通して交流できる取組が必要です。

図書館

- 市立図書館の利用方法の認知度は、十分でないため、多種多様な手段で周知していく必要があります。

図書館

▶人づくり・・・普及・啓発と人材育成

- 中学校において、「子ども読書の日」(4月23日)、秋の読書週間等、読書にちなんだ日に合わせて読書の重要性を啓発しました。また、図書だより等の通信や、ノーメディア運動等で家庭における読書活動の啓発や時間の確保を行いました。一方で、スクリーンタイム³¹は増加傾向にあり、読書習慣の確立につながっていないのが現状です。取組としては定着していますが、読書習慣の確立に向けては、取組の継続と、さらなる工夫が必要です。

教育指導課

- 中学校において、学校図書館運営に携わる司書教諭をはじめとして、子どもたちをとりまく読書活動推進に関わる教職員への啓発や研修に取り組んできました。各学校の実情に応じた計画的な読書活動を実施する体制づくりは学校間で差があり、全ての学校で組織的な取組となっていない状況です。今後も、読書活動に関わる教職員の資質向上のため、啓発や研修が必要です。また、学校図書館には常勤の専門的人材が必要です。

教育指導課

³¹ スクリーンタイム：平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

- 公民館では、ボランティア等を育成する講座を開催するとともに、読書活動を推進するため、ボランティアを活用した読み聞かせなどの講座を開催しました。今後も継続する必要があります。

地域協働課

- 市立図書館では、子ども読書の日や秋の読書週間にポスターの掲示や読書にちなんだテーマコーナーを設けてきました。今後も、読書活動を推進する取組をしていく必要があります。

図書館

- 市立図書館以外で開催される行事の情報を提供してきましたが、今後はさらに多くの情報を収集して提供していくことが必要です。

図書館

- 市立図書館では、調べ学習に役立つ学校支援図書の貸出や「推薦図書リスト」の提供を行い、今後さらに学校等と連携していくことが必要です。

図書館

- 市立図書館では、中学生や高校生の職場体験の受け入れをしました。読書活動の推進には、職場体験の受け入れを継続していくことが必要です。

図書館



3 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画策定市民委員会
委員名簿

任期：2023（令和5）年7月～2024（令和6）年3月

（順不同、敬称略）

委員名	区分
田中 聖子	学識経験者（元小学校教諭）
菅谷 信之	公募市民委員
児玉 なほ子	公募市民委員
後藤 敏博	鈴鹿市青少年育成市民会議 事務局長（社会教育関係）
木村 由美子	読書ボランティア 図書館代表
岡崎 恵子	読書ボランティア 学校代表
林 佳代子	鈴鹿市立図書館協議会委員
谷岡 耕太	高校生（市民委員会設置要綱第3条の構成員）
杉本 露	高校生（市民委員会設置要綱第3条の構成員）

第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画

(発行日) 令和〇年〇月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 文化スポーツ部文化振興課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-7619

FAX 059-382-9071

E-mail bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>